

平成 26 年 2 月 4 日

監 事 監 査 報 告 書

認定特定非営利活動法人
江戸城天守を再建する会
理事長 小竹 直隆 殿

認定特定非営利活動法人
江戸城天守を再建する会

監事 甲良 好夫

私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人 江戸城天守を再建する会の平成 25 年度（平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで）の事業報告書及び計算書類（活動計算書、貸借対照表）並びに財産目録について監査を行った。

私は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な会議の議事録その他決裁書類等を閲覧した。また、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は特定非営利活動促進法第 27 条に規定する会計の原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類並びに財産目録が特定非営利法人 江戸城天守を再建する会の平成 25 年 12 月 31 日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上